

インター通信

2026年1月 No.24

インドネシアののマドゥラ島で開催される雄牛のレース



2026年の抱負

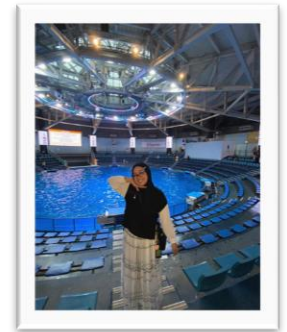


「2026年の抱負はなんですか？」と実習生に聞いてみました！

栃木の企業にてリネンサプライで実習しているミラニさん（2025年4月配属）

去年は、日本語の勉強と仕事を通して、多くのことを学びました。日本で働くのは初めての年でしたが、乗り越えることができました。日常生活の中で、コミュニケーションや責任の大切さを学びました。大変なこともありましたが、その経験から学び、成長することができました。

今年、日本語能力をさらに向上させ、より高いレベルのJLPT合格を目指したいです。日本語も流暢に話せるようになりたいと思っています。また、仕事でも成長し、どんな状況でも自信を持って行動できる人になりたいです。



茨城県の企業にて溶接で実習しているアンドレスさん（2023年10月配属）

2026年、自分自身を向上させたいと思っています。考え方を变えることから始めて、良い習慣を身につけ、目標を達成するために努力したいです。

2025年には、良い習慣の大切さを学びました。例えば、ただTikTokを見るのではなく、お金や健康についてのポッドキャストを聞いたり、役に立つ本を読んだりすることの方が自分のためになると気づきました。

また、勉強を後回しにしないことの大切さも学びました。仕事が終わって家に帰ってやろうと思わずに、昼休みなどの空いた時間に少しでも勉強を始めることが重要だと分かりました。



静岡県の企業にて金属プレス加工で実習しているタシャさん（2022年9月配属）

2026年の目標は、今の仕事をしっかり続けることです。日本語の勉強をもっと頑張って、前回とは違うレベルのJLPT試験を受けたいと思っています。その他にも色々な試験に挑戦して、日本でより長く働けるようになります。2025年に叶わなかった夢を、2026年には実現させたいと考えています。

2025年には大切なことを学びました。一度決めたことは自信を持って進むこと、「できないかもしれない」という不安を持たないことです。どんなことも前向きに考えて、自分の成長のチャンスにすることが大事だと分かりました。そして、人生で出会う全てのものは、いつか予想もしない時に別れがあるということも学びました。



インドネシア語の慣用句

Air tenang menghanyutkan

(アイル・トゥナン・ムンハニユトカン)

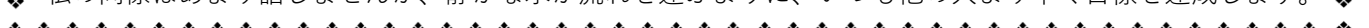
意味： 静かな水が流れを運ぶ

日本の似たことわざ： 能ある鷹は爪を隠す

共通点： どちらも、本当に優れた人は静かに働き、自分の能力をひけらかさないという教えです。謙虚さと実力の大切さを伝えています。

例文： Rekan kerja saya jarang berbicara, tapi bagaikan air tenang menghanyutkan, dia selalu menyelesaikan target lebih cepat dari yang lain.

私の同僚はあまり話しませんが、静かな水が流れを運ぶように、いつも他の人より早く目標を達成します。



「育成就労制度」の最新情報

現行の「技能実習制度」に代わる新しい制度として「**育成就労制度**」が**2027年4月1日から施行**されます。育成就労制度の目的は、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する**人材を育成するとともに人材の確保**です。

育成就労分野は、特定技能制度の受入れ分野である特定産業分野のうち、就労を通じて技能を修得させることが相当なものとなります。在留資格は「育成就労」です。

施行日（2027年4月1日）前に入国し、施行日時時点で現に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。

参照元：出入国在留管理局HP：https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

【技能実習制度との比較】

	技能実習制度	育成就労制度
目的	人材育成を通じた国際貢献	人材育成と人材確保
在留資格	技能実習1号、2号、3号	育成就労
期間	1号（1年）、2号（2年）、3号（3年）	原則3年
転籍	やむを得ない場合を除き、原則として認められない	やむを得ない場合に加え、1～2年経過で本人希望により転籍可
前職要件	あり	なし
帰国後の技能活用	復職または送出国機関が技能を活用できる就職先をあっせんすることが求められる	なし
日本語能力の要件	介護以外はなし	あり
特定技能1号への移行	同一職種の場合、試験免除	試験合格が必要

表 参照元：JITCO（公益財団法人 国際人材機構よりhttps://www.jitco.or.jp/esd/

Q 1：育成就労計画の認定申請は、いつから申請することができますか？

A：現在調整中です。令和8年度には受付開始される予定ですが、詳細は追って公表される予定です。

Q 2：技能実習は1号～3号までの区分がありますが、育成就労においても区分がありますか？

A：育成就労制度においては、区分はありません。

そのため、通算3年の育成就労について事前に定めた計画を作成して認定を受ける必要があります。

Q 3：受入れ機関（育成就労実施者）が受入れられる人数に上限はありますか？

A：あります。1年目から3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となります。

技能実習制度同様、優良要件も存在しますので、優良として認められる受入れ機関は人数枠を拡大することも可能です。

Q 4：育成就労制度がスタートした時にすでに来日している技能実習生はどうなりますか？

A：2027年4月1日にすでに来日している技能実習生については、引き続き認定計画に基づいて技能実習を続けることが可能です。技能実習1号で在留する技能実習生は、技能実習計画の認定を受けた上で、技能実習2号へも移行可能です。

参照元：出入国在留管理局HP：https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

引き続き育成就労制度の詳細が公表され次第、随時ご共有させていただければと存じます。

特定技能定期届出書について

特定技能外国人をお受け入れ中の企業様は、昨年度まで四半期に1度入国管理局へ「**定期届出書**」のご提出が必須でしたが、2025年4月1日から、**1年に1度の提出に変更**となりました。

初回の定期届出は、（2026年4月1日から5月31日までの間）に提出が必要となります。

また、登記簿謄本や住民票・社会保険料等の納付証明書などご準備いただき提出いただく必要がございます。

具体的な詳細につきましては、まだ入国管理局から公開されておりませんので公開され次第、ご共有させていただきます。

本年も適正な運用に向け、引き続きご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



インター協同組合

【発行元】

〒105-0022 東京都港区海岸1-9-18

国際浜松町ビル2F

TEL:03-5408-3611 FAX:03-5408-3612



INTER.KUMIAI

